

様式第1号の2(第4条の3関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画(変更計画)書

令和5年7月26日

(宛先) さいたま市長

提出者 マレリ 株式会社

住所 さいたま市北区日進町2丁目1917番地

氏名 代表取締役 藤井 司

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 048-660-2111

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第12条の2第1項の規定により、令和5年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成・変更したので、提出します。

事業所の名称	マレリ株式会社 研究開発センター・本社
事業所の所在地	さいたま市北区日進町2丁目1917番地
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
変更の概要	
当該事業所において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	31 輸送用機械器具製造業
② 事業の規模	-
③ 従業員数	1300名 (研究開発センター・本社)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>廃プラスチック類…梱包資材、試作品 中間処分会社にて破砕処理後、固形燃料化(RFP)</p> <p>木くず…梱包資材(パレット、木箱) 中間処分会社で破砕処理(チップ化)後、パルプ原料化もしくは燃料化</p> <p>汚泥…受水槽、オイルトラップ清掃汚泥 中間処分会社で脱水処理後、再中間処分会社で乾燥・粉砕・焼成等の処理を経て、セメント原料化</p> <p>金属くず、ガラスくず…試作品(金属製品等)、老朽化した設備機器など 中間処分会社で破砕処理後、素材としてリサイクル</p> <p>廃油…塗料、シンナー、グリストラップにて捕捉した油脂類 中間処分会社で油水分離処理後、焼却</p>

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) 下記の順で業務を実行する。

公害防止統括者 (環境担当EVP)

地区公害防止責任者: ファシリティマネジメント部・部長 平林久永 代理者 主担 山口淳也

公害防止管理者: ファシリティマネジメント部・主担 山口淳也

産業廃棄物管理者・担当者: 管理者 平林久永 担当者 山口淳也

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 (令和4年度) 実績】							
	産廃の種類	廃プラ	木くず	汚泥	蛍光灯	乾電池	ER乾電池	金属ガス
	排出量	13.41t	0.77t	15.54t	0.14t	0.36t	0.00t	0.58t
	(これまでに実施した取組) ISO14001環境管理活動計画に基づく分別回収の促進と3R (リユース・リデュース・リサイクル) の促進活動の実施							
② 計画	【目標 (令和5年度)】							
	産廃の種類	廃プラ	木くず	汚泥	蛍光灯	乾電池	ER乾電池	金属ガス
	排出量	103.7t	0.2t	42.0t	0.02t	0.07t	0.00t	93.97t
	(今後実施する予定の取組) 環境管理に配慮した本社移転に伴う産業廃棄物排出管理を徹底する。							

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラから有価化できる金属を極力分別する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の分別を継続する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 木製パレットの業者によるチップ化リサイクル化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】							
	産廃の種類	廃プラ	木くず	汚泥	蛍光灯	乾電池	ER乾電池	金属ガス
	全処理委託量	13.41t	0.77t	15.54t	0.14t	0.36t	0.00t	0.58t
	優良産廃業者への処理委託料	0	0	0	0	0	0	0
	再生利用業者への処理委託量	13.41t	0.77t	15.54t	0	0	0	0.58t
	認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0.14t	0.36t	0.00t	0
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0
	（これまでに実施した取組） 社内独自の委託基準を設け、委託可能な処理会社を選定している。							

(第5面)

② 計画	【目標(令和5年度)】							
	産業廃棄物の種類	廃プラ	木くず	汚泥	蛍光灯	乾電池	ER乾電池	金属ガス
	全処理委託量	103.7t	0.2t	42.0t	0.02t	0.07t	0.00t	93.97t
	優良認定処理業者への 処理委託量							
	再生利用業者への 処理委託量	103.7t	0.2t	42.0t				93.97t
	認定熱回収業者への 処理委託量				0.02t	0.07t	0.00t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量							
(今後実施する予定の取組) 本社移転に伴い産廃排出の委託管理体制を整備する。								
※事務処理欄								

備考

- 1 事業所において常時使用される従業員数が300人以上の製造業者、事業所において常時使用される従業員数が100人以上若しくは資本金（あるいは出資金）の額が5,000万円以上の建設業者、一日当たりの施設能力が30万m³以上の浄水場管理者等又は一日当たりの施設能力が3万m³以上の下水道終末処理場管理者等が事業所ごとに、日本工業規格A4により作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「変更の概要」の欄は、処理計画の内容を変更する場合に記入することとし、その記入に当たっては、変更をした部分について、変更前及び変更後の概要を対照させること。
- 4 「当該事業所において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業所において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 5 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への処理委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※事務処理欄は記入しないこと。